

報 告 第 2 2 号

令和元年度新居浜市継続費精算報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、令和元年度新居浜市一般会計継続費の精算を次のとおり報告する。

令和2年9月1日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

令和元年度 新居浜市一般会計継続費精算報告書

(一 般 会 計)

(単位:円)

款	項	事業名	全 体 計 画							実 績					比 較							
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳							
					特 定 財 源					特 定 財 源					特 定 財 源							
					国 庫 支出金	県支 出金	地方債	その他		一般財源	国 庫 支出金	県支 出金	地方債		その他	一般財源	国 庫 支出金	県支 出金	地方債	その他	一般財源	
4	衛生費	2 清掃費	清掃センター焼却灰処理施設整備事業	30	98,000,000	-	-	73,500,000	-	24,500,000	30,888,000	-	-	23,100,000	-	7,788,000	67,112,000	-	-	50,400,000	-	16,712,000
				元	50,000,000	-	-	37,500,000	-	12,500,000	111,456,000	-	-	83,500,000	-	27,956,000	△ 61,456,000	-	-	△ 46,000,000	-	△ 15,456,000
				計	148,000,000	-	-	111,000,000	-	37,000,000	142,344,000	-	-	106,600,000	-	35,744,000	5,656,000	-	-	4,400,000	-	1,256,000
9	消防費	1 消防費	総合防災拠点施設建設事業	29	690,039,000	-	-	471,200,000	117,022,000	101,817,000	215,214,000	-	-	141,500,000	39,104,384	34,609,616	474,825,000	-	-	329,700,000	77,917,616	67,207,384
				30	3,075,255,000	-	-	2,112,500,000	474,779,000	487,976,000	876,225,120	-	-	589,200,000	134,348,981	152,676,139	2,199,029,880	-	-	1,523,300,000	340,430,019	335,299,861
				元	1,867,598,000	-	-	1,432,800,000	172,426,000	262,372,000	4,299,825,205	-	-	3,011,100,000	513,304,997	775,420,208	△ 2,432,227,205	-	-	△ 1,578,300,000	△ 340,878,997	△ 513,048,208
				計	5,632,892,000	-	-	4,016,500,000	764,227,000	852,165,000	5,391,264,325	-	-	3,741,800,000	686,758,362	962,705,963	241,627,675	-	-	274,700,000	77,468,638	△ 110,540,963

参照条文

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

（継続費）

第145条（省略）

2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度（継続費に係る歳出予算の金額のうち法第220条第3項ただし書の規定により翌年度に繰り越したものがあつた場合には、その繰り越された年度）が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第233条第5項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。

3（省略）

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（決算）

第233条（省略）

2～4（省略）

5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

6、7（省略）